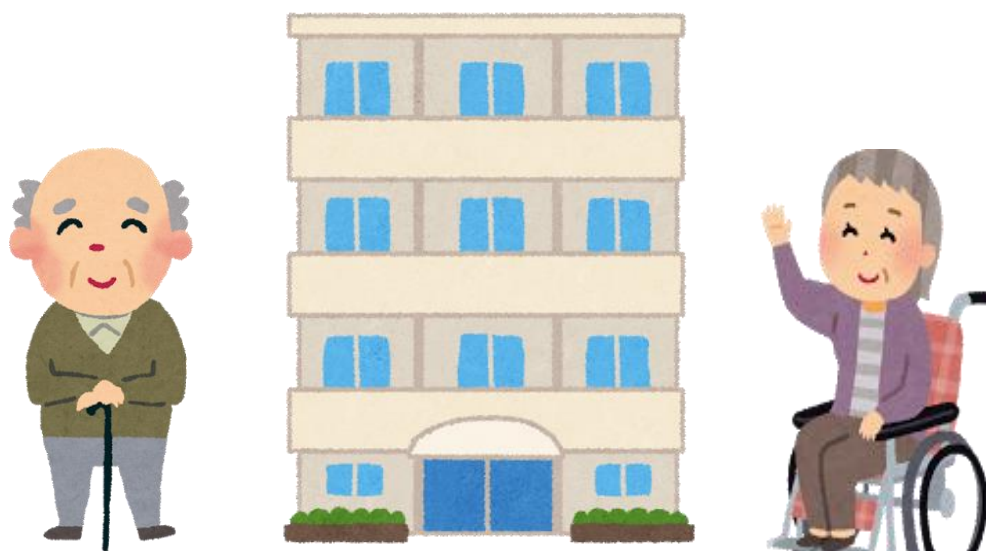


令和4年度  
マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度  
ご 案 内



お問合せ

台東区都市づくり部住宅課マンション施策担当（区役所5階⑩）

電話 5246-9028

## 1 制度の概要

区内のマンション（非木造・耐火建築物）の共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。工事着手前の申請が必要です。

予算の範囲内の助成ですので、年度途中で受付を終了する場合があります。

## 2 助成対象工事

マンションの共用部分、又は敷地内における以下のバリアフリー化工事

- ①段差の解消（スロープの設置）
- ②手すりの取り付け（廊下・階段・エレベーター内等）

工事の内容は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること。

また工事は、建築基準法などの法令や条例を遵守すること。バリアフリー化工事の効果が一部の世帯に限られる、マンション居住者に効果がない工事等は助成の対象になりません。

※事前に担当までご連絡のうえ、図面（工事前・工事後）・工事箇所の現況写真・見積書を持参してください。

## 3 助成金額

- ・バリアフリー化工事に要した費用（消費税を除く）の1／3以内（千円未満切捨て）かつ限度額50万円以内
- ・助成予定件数 3件程度

## 4 助成対象者

- ①分譲マンションの管理組合
- ②賃貸マンションを所有する個人（社宅、寮及び公的住宅は除く。）

## 5 申込資格

【分譲マンションの管理組合】

- ①延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- ②管理規約が整備され、管理組合が適正に運営されていること。
- ③バリアフリー化工事の実施及び経費について総会又は臨時総会で決議されていること。
- ④本制度又はバリアフリー化工事について、他の助成金を受けていないこと。
- ⑤今後区が実施するバリアフリー化工事実施後の調査やアンケートに協力が可能なこと。
- ⑥台東区マンション管理組合登録制度に登録していること又は登録すること。

【賃貸マンションを所有する個人】

- ①延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- ②賃貸マンションが、申込者個人の所有であることが確認できること。
- ③所有者が住民税を滞納していないこと。
- ④本制度又はバリアフリー化工事について、他の助成金を受けていないこと。
- ⑤今後区が実施するバリアフリー化工事実施後の調査やアンケートに協力が可能なこと。

6 申請書式 台東区ホームページの下記ページから申請書式がダウンロードできます。

トップページ>暮らしのガイド>住宅・快適住まい>マンション施策>マンション共用部分  
バリアフリー化支援助成制度

7 手続きの流れ

○申し込み 工事に着手する前に、下記の書類を住宅課へ**正・副2部**提出してください。  
事前に担当までご連絡のうえ、ご来庁下さい。

【分譲マンションの管理組合】

- ①マンション共用部分バリアフリー化支援助成承認申請書(区HPよりダウンロード可能)
- ②管理規約の写し
- ③工事の実施及び工事金額を決議した際の総会の議案書及議事録の写し
- ④直近の総会で決議された予算書及び決算書の写し
- ⑤工事見積書(工事項目・内訳も記載)の写し
- ⑥バリアフリー化工事の内容が把握できる図面(工事の前後)
  - ※1 段差の解消の場合は、改修する箇所を図示し、スロープの幅、高さ、勾配、滑りにくい素材であることを記載
  - ※2 手すりを設置する場合は、平面図(開始階、途中階、終了階)に手すりの設置個所を  
図示し、手すりの長さ、設置する高さ、手すり内法有効寸法を記載し、設置する手すり  
が既製品の場合、カタログの写しを添付
- ⑦バリアフリー化工事を行う箇所の現況が確認できる写真

※押印には、管理組合法人として登記していない管理組合の場合は、理事長の個人印(スタンプ式不可)を、管理組合法人として登記している管理組合の場合は登記時の印鑑をご使用ください。

【賃貸マンションの個人所有者】

- ①マンション共用部分バリアフリー化支援助成承認申請書(区HPよりダウンロード可能)
- ②賃貸マンションの登記簿謄本の写し(申請するマンションのすべての階が必要です)
- ③賃貸マンションの検査済証又は確認済証の写し(原本も持参ください)
- ④令和元年度住民税納税証明書(所有者全員分)
- ⑤工事見積書(工事項目・内訳も記載)の写し
- ⑥バリアフリー化工事の内容が把握できる図面(工事の前後)(記載内容は分譲マンションと同様)
- ⑦バリアフリー化工事を行う箇所の現況が確認できる写真
- ⑧共有名義又は区分所有の賃貸マンションの場合、他の所有者からの委任状が必要です  
詳しくはお問い合わせください。

※上記の書類以外に審査に必要な書類を求める場合があります。

(裏面に続く)



○現地確認 区の職員が現地の確認をします。立ち会いをお願いします。



○承認審査 申込書類の審査（1～2週間程度）を行い、内容に不備がなければ、承認通知書を発行します。承認通知書と申請書の副本は窓口で返却します。窓口での受取が困難な場合は、返信用封筒（A4サイズ）に切手を貼ったものを申請時にご提出ください。



○工事実施 承認後（承認日以降）バリアフリー化工事を開始してください。



○報告書等提出 工事完了後、すみやかに住宅課へ完了報告及び助成金の申請をしてください。

- ①マンション共用部分バリアフリー化支援工事完了報告書
- ②マンション共用部分バリアフリー化支援助成金交付申請書
- ③バリアフリー化工事にかかる工事請負契約書の写し（原本も持参ください）
- ④バリアフリー化工事に係る領収書の写し（原本も持参ください）
- ⑤工事写真（バリアフリー化工事の箇所ごとの施工中及び完了後の状況が確認できるもの）
- ⑥建築確認済証及び検査済証の写し（バリアフリー化工事の実施にあたり必要な場合のみ）

※①・②は承認通知と一緒にお渡しします。

※押印は、申請時と同じ印鑑をご使用ください。代表者に変更があった場合は、新しい代表者で報告し、変更が分かる議事録を添付してください。



○現地確認・  
決定審査 区の職員が現地の確認をします。立ち会いをお願いします。  
助成金交付決定についての審査（2週間程度）を行い、終了次第結果を書面でお知らせします。交付決定の場合は、「マンション共用部分バリアフリー化支援助成金請求書」及び「支払金口座振替依頼書」を一緒にお送りします。



○書類提出・  
助成金振込 上記の請求書と口座振替依頼書を住宅課へ提出してから2～3週間程度で指定口座（申請者名義）へ振り込みます。  
※押印は、申請時・完了報告時と同じ印鑑をご使用ください。

#### ※申請内容の変更

申請後、申請内容に変更があった場合は、すみやかに住宅課へ届けてください。  
届出がない場合は、助成金を交付できないこともありますので、ご注意ください。